

事業名称

旭市畜産環境フレッシュ事業

事業内容

家畜由来の臭気軽減を目的とし、飼料等添加物の購入や臭気拡散防止資材の購入に対し、市が 2/3 の補助をする。

飼料等添加物（臭気軽減効果が期待できる資材）

（臭気軽減効果が見込める成分が配合されている飼料、または、飼料や原尿槽に直接入れる消臭添加剤 など）

臭気拡散防止資材（畜舎等から生じる臭気を軽減させるための資材）

（畜舎の通気口にメッシュシート等の遮蔽壁を設置する際の資材や、臭気を軽減するための消臭剤を噴霧する機械 など）

補助対象者

旭市内に住所がある家畜飼育施設で家畜を飼養している方。

補助の要件

- ①市内に主たる事務所等を有する法人であって、市税等の滞納のないこと。
- ②市内に住所を有する個人事業主であって、世帯の全員が市税等の滞納のないこと。

補助金額

補助対象経費	補助率	交付の回数
飼料等添加物等購入費	2/3以内 (ただし上限30万円)	1回に限る ※1
臭気拡散防止資材等導入費	2/3以内 (ただし上限150万円)	—
共通事項		
①補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除く額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 ②添加物の運搬費や設置工事等、資材購入以外のもは補助の対象外とする。		

※1 一度、飼料等添加物等購入費の補助を受けた方は、来年以降に補助制度が継続した場合であっても、飼料等添加物については補助の申請はできません。

補助金申請の流れ

(申請者) 申請書提出



(市役所) 補助額決定(通知)



(申請者) 飼料等添加物／臭気拡散防止資材の購入・設置



(申請者) 実績報告書提出



(市役所) 補助額確定(通知)



(市役所) 補助金交付

注意！ 交付決定より前に購入・設置したものは対象外となります。

申請に必要なもの

【用意していただくもの】

①見積書の写し

②カタログの写し

(飼料等添加物や、消臭効果があるとしているメッシュシート等、そのものの自体が臭気対策品として販売されている商品を導入される場合に、カタログの提出が必要となります。)

③事業実施場所の案内図

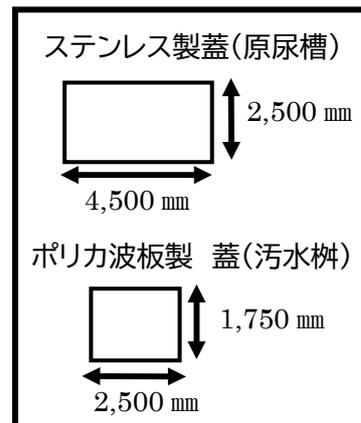
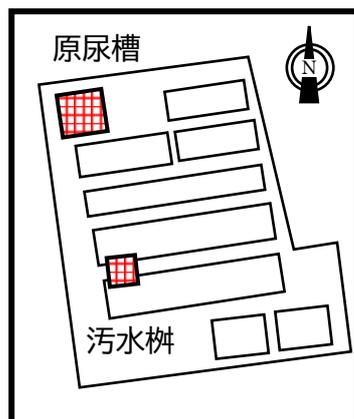
(畜舎の場所や周辺の状況がわかる案内図のことで、住宅地図など)

④設置機資材等の内容を明らかにする図面

作成例

資材の設置場所がわかる図面

設置資材の構造がわかる図面(資材のみ)



⑤施工前の写真

【必要事項を記入していただくもの】

- ①申請書
- ②事業計画・予定経費の内訳書・事業費の積算資料
- ③市税等納付状況並びに暴力団排除条例確認同意書

よくある質問

Q1. 今、使用している(臭気軽減効果がある)飼料についても、補助金は貰えるの？

A. 補助対象となります。ただし、申請前に購入した分については対象外となります。

(事前購入・事前着工の禁止)

Q2. 飼料等添加物や臭気拡散防止資材導入資材を購入したいが、どこの会社の商品を購入しても補助の対象となるの？(指定されているメーカーはあるのか？)

A. 指定メーカー・指定商品はありません。臭気対策を目的とした商品のほか、特に臭気対策とされている商品では無いが、臭気対策に利用できると判断されるもの(例えば、臭気を封じ込めるための目の細かいメッシュネットなど)であれば、補助の対象となります。

Q3. 畜舎と道路との境界にネットの設置を予定しているが、年度内に資材の購入はできるが、設置工事が年度内に終わらない。補助の対象となるの？

A. 補助の要件として、3/31までに設置を完了し、実績報告を農水産課へ提出をすることが前提となりますので、同一年度内(4/1～3/31)で設置までが終わらない場合は、補助の対象となりません。ただし、臭気拡散防止資材導入資材の補助には、回数制限がありませんので、年度内に終わる部分だけを申請していただき、来年度以降に残りの部分を申請することは可能です。